

## 2項道路後退拡幅支援事業 フロー図

申請者

建築安全協会

(支援条件)

- ① 2項道路に敷地が3m以上接道していること
- ② 後退支障物件があること  
(門、塀、擁壁、土羽、樹木等)

◆安全協会へ建築確認申請を提出

⇔

◆建築確認申請書受理

(配置図に後退支障物件の位置等を記載)

同時に「**2項道路拡幅支援金申請書**」を2部提出し、支援金申請書は、建築確認申請書の正本副本に各1部添し、後退支障物件の現況写真は、建築確認申請書の正本に添付(1部)する。

確認申請書審査  
(事業の審査を含む)

◆建築確認済証受領

⇔

◆建築確認済証交付

(支援金申請書の副本添付)

(支援金申請書副本返却)

建築工事・後退支障物件除却工事等

◆安全協会へ完了検査申請を提出

⇔

◆完了検査申請書受理

建築完了検査  
後退支障物件除却の確認

◆検査済証受理

⇔

◆検査済証交付

◆支援金2万円受領

⇔

◆支援金2万円振込

(銀行通帳振込確認)

\* 支援金は、検査済証が交付されてから概ね10日以内に振り込まれます。